

令和5年6月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年6月9日（金）午後4時00分～午後4時30分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	14	清水 優志
2	桑原 宏文	9	山本 官	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	19	畠中 温喜
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	7	宮地 浩
4	岡本 尚子	6	山口 昇彦	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	井上 靖好	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請進達について（4件）
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1件）
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請
 による許可申請進達について（1件）
 第4号議案 非農地証明書の交付について（2件）
 報告事項
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和5年6月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号10番 芝 順子 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。なお、4番については伊与田委員に係る案件ですので、先に1番・2番・3番の審議、採決を行います。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2～5ページになります。

番号1、番号2につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明いたします。土地の表示は、西土佐半家字下東 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の68歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間160日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴20年の譲受人の夫が経営する会社の従業員2人となっております。この2人の農作業への従事日数はそれぞれ年間280日となっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているということです。申請地は自宅から20キロメートルほどの距離で、耕作面積は81アールとなっております。

また、申請地は現在休耕状態ですが、取得後は譲受人と従業員がゆず、栗等を植え、農地として耕作していくということです。周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、鍋島字西ナカズ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の72歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴10年の夫の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、動噴、草刈機を所有しているということです。申請地は自宅から15分ほどの距離となっております。耕作面積は91アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人がレモンを栽培する予定にしており、農地として使用していくということです。周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

異常、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 土居委員（西土佐中半地区ほか担当）

1番と2番は申請地の場所も譲受人も同じなので、一緒に説明いたします。5月26日、推進委員と申請地の状況確認および譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は田と畑で、数年前より休耕地となっており少し荒れています。譲受人は現在所有している農地についても効率的に耕作しており、今回取得しようとしている農地についても粟またはユズを耕作していくとのことで、今後も農作業に常時従事することと思われます。また、周辺の農地については耕作者とも話し合いを持ちながら耕作するということで、周りの農地への影響はないと思われます。以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐中半地区ほか担当）

5月26日、土居委員と現地確認をしました。譲受人からも話を聞くことができました。ちょうどその時、隣接する農地の耕作者も近くにおりましたので、色々話をしましたが、譲受人がそこを少しかさ上げしたいというようなことも言っていました。隣接する農地の耕作者は、あまり上げてもらおうと自分の所が陰になったりする問題が出るのではというふうなことを言っていたので、譲受人にもそのことは伝えております。譲受人も隣接する農地の所有者と話し合いをしながら進めていきたいということでしたので、特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

該当の土地については、現在休耕状態で草が生えておりますが、譲受人は主に柑橘を各種やっておりますが、息子が愛媛県の大規模な農家で、その重機も借りたり、自分も所有したりということです。問題は当初ありましたが、最近はあまり隣地とのトラブルもなく真面目にやっています。先ほどの例にもあったように、若干土地のかさ上げをしたいような気を聞きましたが、私の目の届く範囲内なので、そのかさ上げをする云々という場合には十分現地との調整をしないとイケないという話をしております。2人の労働力で1人は高齢で病んでいますが、重機を使っただけの作業が主体になっていきますので、2人とも重機を使いこなしているようですので、営農は続けていくものというふうに思われます。また、孫が専門学校を出て、農業に携わっておりますので、将来的には孫に譲るのではないかという観察を私はしております。該当する分については、問題いと解釈しております。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、4番について審議、採決いたします。なお、関係委員ですので、伊与田委員は退室をお願いいたします。

～～～ 伊与田委員退室 ～～～

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号4。土地の表示は、勝間字躍場 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の75歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から20分ほどの距離となっております。耕作面積は34アールとなります。

申請地では現在、田では水稻を、畑では季節野菜等を栽培していますが、一部休耕の場所もあります。取得後は譲受人が引き続き水稻や芋、果樹の他、季節野菜等を栽培する意向であり、農地として使用していくということです。周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。この案件については伊与田委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

5月27日に、伊与田委員と現地確認・説明に行きました。小学校近辺に所在しております。譲受人と伊与田委員は、勝間出身の譲受人と関係もありまして、旧知の仲で稲作を手伝ってほしいとの申出を受け、贈与物件17件の案件に面積が3,494㎡、その中の11ヶ所の2,313㎡の水稻を手伝うこととして作業に着手しておりました。平均面積が210㎡の水田は非常に困難極まる圃場で、また水の状況も悪く大変工夫した水田でありました。水稻経営の悪化の中、伊与田委員の地元を守る精神で協力している様子に頭が下がる思いで説明を聞き、確認した次第です。なお、残りは譲受人が芋・果樹・その他季節野菜等を栽培する意向で、農地として活用していくことで、すでに草刈り作業にも着手しておりました。よって、この案件については問題ないと判断いたしました。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することといたします。

伊与田委員は入室してください。

～～～ 伊与田委員入室 ～～～

◆議 長（福留会長）

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達についてと、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第5条の規定による許可申請進達および事業変更申請による許可申請進達について説明いたします。議案書は6、7ページになります。

第2号議案と第3号議案については関連があるため、まとめて説明いたします。

番号1。土地の表示は、西土佐須崎字大竹 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。現地写真等についてはお手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この案件は令和5年1月総会で審議したもので、令和5年3月17日付で許可済です。この度、営農型太陽光発電施設の規模拡大のため、事業計画を変更するものです。元の計画では支柱本数は38本、パネル枚数は240枚設置する予定でしたが、変更後の計画では支柱本数は50本へ、パネル枚数は350枚へそれぞれ変更されます。隣接農地の所有者から転用についての同意を得ており、周辺農地への影響はありません。また、県の許可後3年間の一時転用となります。

申請地は土地改良事業施工地であり、第1種農地となりますが、営農型太陽光発電施設の設置については転用が許可できる土地であり、事業計画変更は適当であると判断できます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐須崎地区ほか担当）

問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございますか？

◇宮地委員（西土佐須崎地区ほか担当）

問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達についてと、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達についてと、農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明の交付について、議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は8ページになります。

番号1。土地の表示は古津賀字ホリ川、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月29日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット3、4ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、課税状況については雑種地での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして、番号2。土地の表示は山路字ヨリヲヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月29日に会長と事務局で現地に向かい、八束地区担当の加用委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット5、6ページをご覧ください。現地は一部宅地及び原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では住宅が建築されており、その建築年が平成14年2月であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

申請地について報告いたします。5月29日に農業委員関係者ならびに申請関係者とで現地確認を行いました。申請の土地は50年以上前より耕作放棄され、資材置場また駐車場として使用され現在に至っているようです。農地としてこの先復元は困難と思います。以上のことから、非農地証明については適当と考えています。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

5月29日に会長、事務局、尾崎委員と現地確認をしました。人為的に手を加えてから15年以上経過した土地ですので、非農地証明の交付については特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号5番 加用委員（八束地区担当）

2番山路について説明したいと思います。5月29日に現地調査をしてきました。先ほどの事務局の説明通り、問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

取下げ願の提出が3件ありましたので、報告いたします。

1件目の取下げは、令和4年12月20日付で申請があり、令和5年1月総会で審議したもので、承認の議決を得て県へ許可申請進達をしていました5条許可申請です。申請地は西土佐須崎字大竹877番、登記・現況とも地

目は畑、申請面積は1,118㎡のうち133.9㎡で、農地の斜面部分に太陽光発電施設を設置するというものでしたが、計画変更により斜面部分への施設設置がなくなったため、取り下げるものです。

2件目の取下げは、令和5年3月18日付で申請があり、令和5年4月総会で審議したもので、承認の議決を得て県へ許可申請進達をしていました5条許可申請です。申請地は具同字ミノコシ5978番1、登記・現況とも地目は田、申請面積は3,016㎡のうち1314.86㎡で、所有権移転後に賃貸住宅2棟建築するというものでしたが、事業計画の変更を理由に取り下げるものです。取下げ後に、事業計画を変更した内容で再度申請予定となっています。

3件目の取下げは、令和3年9月14日付で申請があり、令和4年3月総会で審議したもので、承認の議決を得ておりました農用地区域からの除外申し出です。申請地は西土佐半家字二月ダバ494番1、登記・現況とも地目は畑、申請面積は322㎡で、住宅を建築するため除外を申し出たものでしたが、申出者である父・永野國男氏の死亡および書類不備のため、一旦取り下げるものです。取下げ後に、申出者を息子・永野幸彦に変更し再度農用地区域からの除外の申し出を行う予定です。以上です。

補足します。

1件目が2号議案にありました西土佐須崎字大竹の営農型太陽光発電施設ですが、斜面の部分を計画で設置するという計画がありましたが、その部分がなくなったということで取下げです。

2件目の分ですが、中村の自動車学校の北側の部分のアパートを建てる転用の部分で、今年の4月の総会で審議したものになりますが、事業計画変更ということで一旦取下げて再度申請するという話になっていますので、また審議をお願いしたいと思います。

3件目の分ですが、去年の3月総会で審議したもので、西土佐半家の分で今の農地をたてかえるということで、隣の農地に若干くいこむというところで、その部分の転用を申し出たのですが、農業委員会で許可を出していない分で申請者が死亡しまして、一旦取下げて建築を一回見直して息子が再度必要であれば提出するというところで連絡を受けています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

最後に、委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 6 月 9 日

議 長

河 田 宣 彦

署名委員

芝 順 子

署名委員

山 本 良